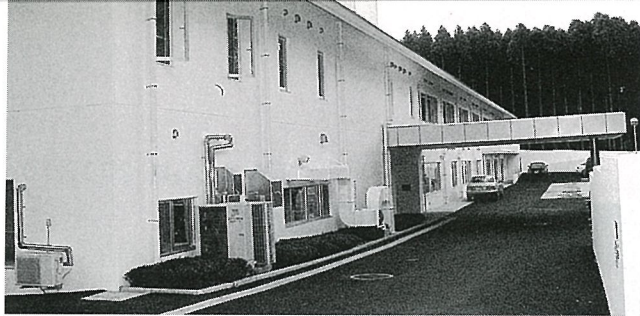




特別養護老人ホーム

『吉祥苑』オープン

社会福祉法人「福德会」の経営による、特別養護老人ホーム「吉祥苑」が10月1日にオープンしました。

この施設は、町が抱えている高齢者介護の問題を解消するために、横芝町に初めて建設された介護保険施設です。

町では介護保険の認定を受けている方が約300名おりますが、その中には特別養護老人ホームへの入所を希望しながらも、施設に空きがなく待機している人が30名余りもいる状況です。

吉祥苑の開設によって介護保険サービスが充実し、これらの方が一人でも多く入所できることが期待されています。

また、この施設ではホームヘルプサービス・デイサービス・ショートステイ（短期入所）や居宅介護支援事業（ケアプランの作成）も併せて行います。

【施設の概要】

- ・ 名称 特別養護老人ホーム吉祥苑
- ・ 所在地 横芝町寺方780-1
(大総保育所南側)
- ・ 規模
特別養護老人ホーム 60床
ホームヘルプサービス
短期入所施設（ショートステイ） 10床
デイサービスセンター（日帰り介護）
1日当たり10人

※問い合わせ先 ☎800-0084

特別養護老人ホームとは、常に介護が必要で、家庭での生活が困難な高齢者等が入所する施設です。

入所にあたっては介護保険の認定を受ける必要があります。

平成15年4月から障害者福祉サービスの利用方法が変わります

支援費制度が始まります

障害者に対する福祉サービスは、いままで市町村が決定する「措置制度」でしたが、平成15年4月からは、利用者（家族）が自分でサービスを選び、事業者と対等な立場で契約してサービスを利用することができる「支援費制度」に変わります。このとき利用したサービス費用の一部は、それぞれの負担能力に応じて利用者が負担しますが、残りは支援費として市町村が支払います。これまで障害者福祉サービスを利用していた方も、支援費の対象になるサービスを利用する場合は、改めて申請をする必要があります。

現在、身体・知的障害者福祉施設に入所されている方は平成16年3月まで申請の手続きは猶予されます。

申請の受付は10月から

《支援費制度の利用方法》

① 制度の利用に 関する相談

支援費制度の利用を希望される方は、どのようなサービスを利用できるのか、どのような施設や事業者が適当かなどについては、役場保健福祉課（☎821-8817）に相談してください。

② 支給申請

必要なサービスを選び、町へ支給の申請をします。

- ・ 申請書
- ・ 本人及び扶養義務者の収入や課税状況が確認できる書類
- ・ 必要に応じて医師の診断書

③ 支給決定

町は、本人の障害の種類や程度、介護する方の状況などについて聞き取りを行います。その結果、支援費の支給が必要と認めたときは支給するサービスの量や期間等を決定します。

支給が決定されたときは受給者証を交付します。

④ 事業者・施設 と契約

支給が決定したら、利用者は自分で選択した事業者や施設との間で、サービス利用に関する契約を結びます。

⑤ サービスの 利用

利用者は、事業者や施設に受給者証を提示してサービスを利用します。サービスを利用した場合は、サービス費用のうち利用者負担分を事業者や施設に支払います。